

第4次豊川市地域福祉計画（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：豊川市成年後見制度利用促進計画に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	P. 122の基本目標Ⅱの主な取り組み⑦の施策について、「本人」の表記を家庭裁判所のように「ご本人」に修正下さい。	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく計画という性質上、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に準拠して本人と表記させていただいております。
2	市民後見人養成の方策として、市民後見人養成講座の令和5年度開催及び充実、社会福祉関係に携わったことのある方をターゲットとした潜在市民後見人の発掘、市民後見人見習い・体験制度の具体化に取り組む必要がある。	P. 124の主な取り組み⑨の施策「権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援」として、まずは、市民後見人の活動内容等の検討を行い、その検討の結果を踏まえ、講座の開催や具体的な取り組みを行ってまいります。 より多くの市民が権利擁護支援活動に参加できるよう、市民後見人の養成講座に限定せず、成年後見制度の啓発と制度理解促進のための講演会、研修等できることは引き続き実施してまいります。なお、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	P. 125の5「取り組みの成果を測る指標」について、後見人育成に対するスピード感と数値目標がない。5年後のあるべき姿を明確化し、その達成のための方策と具体的な目標数値、期日を「見える化」したマイルストーン管理が必須である。	権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援として、まずは、市民後見人の活動内容等の検討を行い、その検討の結果を踏まえ、仕組みづくりを行うことが先決と考えておりますので、達成するための方策や具体的な目標値を設定することは困難です。なお、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。